

令和8年度第1回 神戸市福祉有償運送運営協議会

日時：令和8年7月14日（火）14時57分～15時51分

場所：神戸市役所1号館24階 視察対応室

1. 開会

今回の協議会について、個人情報に当たらない部分は、議事要旨をホームページ上で公開する。

2. 議題・報告

【議題】

- （1）神戸市内における福祉有償運送の動向
- （2）更新（変更）登録申請案件の協議（3団体）

3. 協議内容

【議題】（1）神戸市内における福祉有償運送の動向について

- ・ 事務局より団体数について報告
 - 昨年度20団体のうち3団体が事業廃止したので現在17団体である。
 - 特定非営利活動法人ヘルパーGOGOについては、登記の手続き中である。登記が済み、登録が完了したら18団体となる。
- ・ 事務局より事故報告について報告

【議題】（2）更新（変更）登録申請案件の協議（3団体）

- ・ 事務局より更新申請の概要について説明
- ・ 質疑応答

【個別協議】① 特定非営利活動法人 薫風

- ・ 更新登録

〔法人との質疑応答〕

（委員）運送中の事故や違反はないか。

（法人）ない。運送中以外では違反がある。

(委員) それについては、事業者の中できちんと報告を受けて、直接指導されることが望ましい。

(法人) 了承した。

(委員) 運送の対価以外の対価は収受していないか。

(法人) していない。

【協議結果】 特定非営利活動法人 薫風の更新登録について、協議が調ったものとする。

【個別協議】② 神戸医療生活協同組合

- ・ 更新登録

〔法人との質疑応答〕

(委員) 整備管理者はどこの社員か。

(法人) 団体が持つ車の点検や整備を任している会社の社員である。

(委員) 運行管理マニュアルの修正をお願いしたい。1点目は、運転者が何らかの理由により業務不可能となった場合、運行管理者に連絡を行うとあるが、連絡ではなく、報告して指示をあおぐというのが基本である。2点目は、日常点検の結果を運行管理の責任者に報告するとあるが、異常時は整備管理の責任者にも報告して、整備管理の管理者はその箇所をチェックしないといけない。3点目は、定期点検の記録管理の責任は整備管理の責任者にある。運行管理の責任者にあるわけではない。4点目は、事故報告は必ず当協議会と兵庫陸運部に報告していただかないといけない。以上、修正していただくことをお願いしたい。

(法人) そのように修正する。

(委員) 70歳以上の運転手の適齢診断は何回受診しているか。

(法人) 2回である。

(委員) 運送中の事故や違反は、報告いただいたもの以外にはないか。

(法人) ない。

(委員) 運送の対価以外の対価の設定があるが、これは営利に至らない範囲で設定されているか。

(法人) その範囲で設定している。

【協議結果】神戸医療生活協同組合の更新登録について、協議が調ったものとする。ただし、運行管理マニュアルについては最新のひな型を参考にして修正いただきたい。

※事務局注：後日、運行管理マニュアルが指摘どおりに修正されたことを確認した。

【個別協議】③ NPO法人ぱれっと

- ・ 更新登録、対価の変更申出

〔法人との質疑応答〕

(事務局) 事業所全体として、福祉有償運送以外も含めて、車両は何台使用しているか。どんな用途で使用しているか。

(法人) 11台か12台使用している。就労継続支援B型の作業現場に行くのに使用している。また、デイサービスの送迎や、グループホームの世話人や夜勤者の移動にも使用している。

(委員) 福祉有償運送で使用している4台を使って事業所への通所をしていることはないか。

(法人) ない。

(委員) 運送中の事故や違反はないか。

(法人) ない。

(委員) 運送の対価以外の対価の設定があるが、これは営利に至らない範囲で設定されているか。

(法人) その範囲で設定している。

(事務局) セダン車を3台使用しているが、車椅子でしか運べない身体障害を持った利用者をセダン車で運んでいることはないか。

(法人) ない。

〔協議結果〕NPO法人ぱれっとの更新登録と対価変更申出について、協議が調ったものとする。
--

4. 閉会

次回の協議会は令和9年4月下旬～6月上旬頃の開催を予定している。

以上